

学童保育利用申請 提出前確認表

(このシートは提出不要です。)

提出後に書類の追加提出や訂正等をお願いする場合があります。

提出前には以下の点についてご確認の上、□にチェックを付けてください。

書類	確認内容	確認	
記入について	鉛筆書きや不鮮明なもの、また消せるボールペンなどで記入されているものは受け付けられません。ボールペンではっきりと書いてください。	☐	
	修正液や修正テープでの修正は認められません。訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、正しい事項を記入してください。	☐	
	年齢や学年は令和7年4月1日時点での年齢、学年を記載してください。	☐	
誓約書	ご一読の上、チェックし、署名をお願いいたします。	☐	
就労証明書	●会社勤務の場合		
	就労証明書には、法人、国や地方公共団体（以下、法人等）の場合は、社印、代表者印または、公印を押印してください。ただし、法人等の代表者以外（支店長等）が証明書の発行権限を持っている場合は、法人等の取扱いに基づき、証明権者の角印・公印を押印してください。個人事業主は、事業で使用している印鑑を押印してください。	☐	
	修正液や修正テープの修正は認められません。 訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印として勤務先の証明印が必要です。勤務先の証明印と異なる個人印による訂正は認められません。	☐	
	証明日から子育て推進課に提出するまでの有効期限は2ヵ月です。有効期限の過ぎたものは受付られません。	☐	
	昼間保育ができないことを示す部分が正しく記入されていることを確認してください。	☐	
	復職予定の方や時短勤務の方はその状況がわかるよう記入されているか確認してください。	☐	
	就労証明書は職場等に記入を依頼するものであるため、会社の担当者以外で記入又は加筆訂正は行わないでください。 保護者等による加筆・修正した証明書は無効です。	☐	
	●自営業（法人以外）・農業の場合		
	訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、正しい事項を記入してください。修正液や修正テープの修正は認められません。	☐	
	昼間保育ができないことを示す部分が正しく記入されていることを確認してください。	☐	
	証明日から子育て推進課に提出するまでの有効期限は2ヵ月です。有効期限の過ぎたものは受付られません。	☐	
	自営業（法人以外）、農業の場合、最新の確定申告書の第一表、第二表の写しが必要です。 (保護者様でコピーし、ご用意ください。)	☐	
	介護申立書	診断書等、介護が必要であることを証明するものがが必要です。 (保護者様でコピーし、ご用意ください。)	☐
	祖父母の証明書について	児童の父母及び令和7年4月1日時点で65歳未満の同居または同地区に居住する祖父母は、「⑤配布・提出書類」（就労証明書等）を提出する必要があります。 その方の状況によって提出していただく書類は異なりますので、ご確認ください。	☐